

公 告 第 2 号

平成26年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定による、当健康保険組合の平成25年9月30日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び平成26年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成26年2月1日

ビックカメラ健康保
理 事 長 反 町 公



記

1. 平成25年9月30日現在の平均標準報酬月額

281,498円

2. 平成26年度における標準報酬月額

21等級 280,000円

3. 適用年月日

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日